



学童ホテル ご利用規約

一般社団法人ホロニック

利用規約

この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、一般社団法人ホロニック（以下、「当社」という。）が運営する体験学習施設「学童ホテル」（以下、「当学童」という。）が提供するサービス（以下、「本サービス」という。）の利用条件を定めるものです。学童生及び保護者は、本規約に従って、本サービスをご利用いただきます。本サービスをご利用になる方は、本規約に同意いただいた上で、ご入会手続きを行ってください。

第1条（適用）

1. 本規約は、学童生及び保護者と当学童との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。
2. 当学童との契約者は、保護者といたします。
3. 保護者は、当社所定の入会申込書を当学童に提出した時点で、本規約について承諾したものとみなします。

第2条（用語の定義）

本規約における定義は以下のとおりとします。

- ① 学童生・・・本サービスの利用者として当学童に登録された小学校就学中の児童
- ② 保護者・・・学童生の保護者にあたる方
- ③ スタッフ・・・当学童の職員および外部講師

第3条（本サービスの目的）

当学童は、学童生が安心かつ安全に過ごせ、かつ体験学習を提供し、探究心を育むサポートをすることを目的としております。

第4条（本サービス）

当学童が提供する本サービスの内容は以下各号のとおりです。

- ① 場所の提供・・・学童生の第3の場所として、ゆとりある環境を提供することに努めます。登録拠点は以下のとおりです。
- ② 兵庫県神戸市垂水区海岸通 11-1 ホテルセトレ神戸・舞子 レジデンス
- ③ 体験学習の提供・・・こどもの探究心を育む様々な体験学習プログラムを提供します。体験学習への参加は任意とし、学童生の意思を尊重します。
- ④ おやつ提供・・・学童生へのおやつを提供します。
- ⑤ 家族食堂の提供・・・学童生への食事を提供します。前日お昼 12:00 までの申請により保護者、学童生の兄弟へも食事提供をします。
- ⑥ 宿題見守り・・・学童生の学校の宿題や学習内容を見守ります。学習への取組みは任意とし、学童生の意思を尊重します。当スタッフが学習のサポート支援をすることはございません。
- ⑦ 課外体験の提供・・・不定期開催にて、登録拠点以外で体験学習を実施します。実施する場合は、事前に保護者へ通知します。

第5条（本サービスの利用時間及び期間）

1. 当学童が事前に指定する火曜日とします。
2. 学校の授業終了後から同日21時までとします。
3. 前各項の定めに関わらず、不定期開催のイベント実施がある場合は、事前に周知します。

第6条（入会手続き）

1. 保護者は、本規約やその他当学童が使用するシステムの利用規約に同意の上、当学童が指定する様式にてご署名いただいた段階で、入会お申込みが完了したとみなします。

2. 入会のお申込みがあった場合、当学童がこれを承認し登録することで学童生となります。
3. 保護者に以下の事由があると判断した場合、入会を承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとしします。
 - ① 利用登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合
 - ② 本規約に違反したことがある保護者からの申請である場合
 - ③ 未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかった場合
 - ④ 当学童が定める入会基準を満たさないと当学童が判断した場合
 - ⑤ 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します）である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力との何らかの交流もしくは関与を行っているると当学童が判断した場合
 - ⑥ 本規約に違反するおそれがあると当学童が判断した場合、または違反した場合
 - ⑦ スタッフでは対応が困難であると当学童が判断した場合
 - ⑧ その他、相当の事由があると当学童が判断した場合
4. 保護者が登録したメールアドレスその他連絡先宛に、当学童から、本サービスに関する、新機能、更新情報その他本サービスの利用に必要なまたは有益な情報に関する案内のメール等を送付することがあり、保護者はこれに同意するものとしします。

第7条（契約期間について）

1. 当学童は、年2回会員を募集し、第1ターム、第2ターム、それぞれに定員数を設定し本サービスを提供します。
2. 第1タームは、5月1日から9月30日までとなります。第2タームは、11月1日から3月31日までとなります。期間中に途中入会された方も、終了時期は各ターム終了日となります。
3. 中途退会については第14条、退会処分については第15条に示すものとしします。
4. 各ターム終了後、自動解約となります。
5. 保護者は退会・解約により、本サービスを利用する一切の権利を失うものとし、当学童に対して何らの請求をすることができないものとしします。

第8条（登録情報の変更）

1. 保護者はご入会の際に届けた事項に変更があった場合、遅滞なく当該事項の変更手続きをするものとしします。
2. 当学童は、利用登録の申請に際して届け出た事項が不正確または虚偽であったためまたは前項の変更を怠ったために学童生または保護者が被った一切の不利益および損害に関し、一切の責任を負わないものとしします。

第9条（入会金・利用料について）

当学童の入会に関する入会金はございません。また、当学童が提供する本サービス（第4条）においては、利用料はございません。

第10条（個人情報の取り扱い）

当学童は、当学童が取得した個人情報を、学童ホテルオフィシャルサイト(<https://www.gakudohotel.or.jp/privacy2>)に定める「個人情報取扱について」に基づき、適切に取り扱うものとしします。

第11条（禁止事項）

保護者は本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為または該当すると当社が判断する行為をしてはなりません。

- ① 法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為

- ② 公序良俗に反する行為
- ③ 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
- ④ 他の保護者及び学童生またはその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為
- ⑤ 他の保護者または学童生に関する個人情報等を本人たちの許可なく収集または蓄積する行為
- ⑥ 第三者に成りすます行為
- ⑦ 本サービスに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- ⑧ その他、当社が不適切と判断する行為

第12条（安全対策計画及び病気やけがの対応）

1. 当学童は、学童生が安心かつ安全に過ごせるよう、別紙1「安全対策計画書」を作成し、計画書に基づき、本サービスを提供します。
2. 学童生に体調不良の訴えやけががあった場合、保護者に迅速に連絡し、学童生の早期帰宅を促すものとします。
3. 症状の状況に応じ、別紙1「安全対策計画書」に記載している、当学童所定の医療施設を受診する場合がございます。
4. 学童生及び同居するご家族が以下の状態にある場合は本サービスをご利用できないものとします。ただしその他行政機関などの指導により特別な指定がある場合はそちらを優先します。
 - ① 37.5度以上の発熱がある場合
 - ② 感染症を発症している場合
 - ③ 感染症による学校及び学級閉鎖期間中の場合
5. 出席停止期間については、別紙2「感染症に関する対応」をご参照ください。

第13条（欠席について）

1. 欠席される場合には、必ず保護者が欠席前日のお昼12:00までに当社指定の方法でご連絡ください。
2. 通常の登園時間を大幅に遅れる場合の利用時も、予め当社指定の方法でご連絡ください。
3. 無断欠勤・大幅な遅刻はおやめください。

第14条（休会について）

1. 休会のお申し出は保護者から休会を希望する月の前月の15日までに、届出書をスタッフにご提出ください（例：6月末日をもって休会をされたい場合は5月15日までにご連絡ください）。
2. 休会期間は、毎月1日から1か月単位とし、最大2か月間となります。
3. 1か月間にわたり連絡が取れないまま休会した場合には、最終月の末日をもって自動的に退会したものとみなします。（例：6月1日から休会をされた場合、7月31日までに連絡が取れないままですと、その日をもって退会となります。）

第15条（中途退会について）

1. 中途退会のお申し出は保護者からご連絡ください。
2. 退会を希望する月の前月の15日までに届出書をご提出ください。（例：6月末日をもって退会をされたい場合は5月15日までにご連絡ください）。
3. 中途退会后に再度入会する場合は、再度募集期間中に応募いただきます。

第16条（退会処分について）

1. 当学童は、保護者が以下のいずれかの項目に該当する場合、当該保護者に事前に何ら通告することなく、契約を解約し、登録を取消し、退会したものとします。

- ① 本規定のいずれかの条項に違反した場合
 - ② 入会申込の際の申告事項に、虚偽の事実があることが判明した場合
 - ③ 破産、民事再生、会社更生または特別清算の手続開始決定等の申立がなされたとき
 - ④ 第14条3項に定める場合をのぞき、当学童からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して30日間以上応答がない場合
 - ⑤ 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - ⑥ 犯罪行為、非行行為、本規約に反する行為等、当学童が学童生とすることを不適当と判断する場合
 - ⑦ 当学童の名誉や信頼を傷つけた場合
 - ⑧ 営業、宣伝、広告、勧誘などの営利目的、その他本サービスが予定している利用目的と異なる目的で本サービスを利用した場合
 - ⑨ 宗教活動または宗教団体への勧誘を行った場合
 - ⑩ その他、当学童が本サービスの利用を適当でないと判断した場合
2. 前項各号のいずれかに該当した場合、保護者は、当然に当学童に対する一切の債務について期限の利益を失い、その時点において負担する一切の債務を直ちに一括して弁済しなければなりません。
 3. 当学童は、本条に基づき当学童が行った行為により学童生または保護者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第17条（サービス内容の変更等）

当学童は、保護者に通知することなく、本サービスの内容を変更することができるものとし、これによって学童生または保護者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第18条（有事におけるサービスの中断）

1. 当学童は、学童生及び保護者・当学童スタッフの安全確保のため、当学童の拠点エリアにて警報・特別警報発令時には、別紙3「警報・特別警報発表時の運営について」のとおり措置を講じます。
2. 前項以外の地震・火災・台風などの天災、事故・社会的騒乱などの有事により、学童生及び保護者・当学童スタッフに対して危険が生じると判断した場合やスタッフの怪我・病気などの事情により、提供すべきサービスの一部または全部について中断する場合があります。このような場合、できる限り速やかに保護者へ連絡するものとし、その場合、振替等を実施させていただきますが、状況により実施できない場合もございます。

第19条（当学童の都合によるサービス廃止）

1. 当学童は、都合により、本サービスの全部または一部について、廃止する場合がございます。
2. 当学童が本サービスの廃止をする場合、廃止日の30日以上前までに、保護者へ事前に連絡いたします。

第20条（知的財産権）

1. 本サービスのコンテンツ、学童生または保護者が当学童に対して提供する本サービスのコンテンツ及び本サービスの遂行並びに改良・開発する過程で発生した一切の成果物に関する特許権、実用新案権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含みます）等の一切の権利（以下「知的財産権等」といいます）は、全て当学童または当学童が利用を許諾した者に帰属するものとし、当学童は、学童生及び保護者に対し、本サービスを本規約に従って利用するために必要な限度で、コンテンツを利用することを許諾し、学童生及び保護者は無断で複製、譲渡、貸与、翻訳、改変、転載、公衆送信（送信可能化を含みます）、伝送、配布、出版、営業使用等をしてはならないものとし、
2. 学童生及び保護者は、自ら著作権等の必要な知的財産権を有するか、または必要な権利者の許諾を得た文章、画像や映像等の情報のみ用いて、本サービスを利用し、投稿または編集することができるものとし、
3. 学童生及び保護者が本サービスを利用して投稿または編集した文章、画像、映像等の著作権については、学童生及び保護者

その他既存の権利者に留保されるものとします。ただし、当学童は、本サービスを利用して投稿または編集された文章、画像、映像等を無償で利用できるものとし、学童生及び保護者は、この利用に関して、著作者人格権を行使しない／行使させないものとします。

4. 学童生及び保護者は、他の学童生及び保護者、その他の第三者との間で知的財産権等の紛争が生じた場合は、学童生及び保護者は自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、当学童に一切の損害及び迷惑をかけないものとします。

第 21 条（肖像権）

当学童が提供する本サービスコンテンツ及び本サービスや各イベント活動中に撮影した動画や画像を当社オフィシャルホームページや SNS、パンフレット、チラシなどに使用します。学童生または保護者が使用を拒否される場合はお申し出ください。お申し出がない場合は承諾いただいたものとします。

第 22 条（免責）

1. 当学童監督下におけるトラブルに関する免責

当学童の監督下において、学童生が当学童の指示に従わず、その行動により学童生自身に損失損害を発生させた場合、当学童は、一切の責任を負いかねます。また、自身の不注意により学童生自身に損失損害が発生した場合も、当学童は、一切の責任を負いかねます。（例：学童生が施設内を走り回って怪我した。学童生がふざけ合って怪我したなど。）

2. 当学童監督の範囲外におけるトラブルに関する免責

当学童の指導監督の範囲外において生じたトラブルについて、当学童は、一切の責任を負いかねます。（例：学童生同士が学童外でケンカした。学童生の保護者同士でケンカした。登園時の事故や怪我など。）

3. 成果に関する免責

本規約による契約は、規約内容に準じた本サービスの提供を約束するものであり、成果について約束する契約ではございません。

4. 盗難に関する免責

施設内で生じた、私物の盗難、紛失について当学童は、一切損害の責を負いません。忘れ物、落し物については、1ヶ月間保管した後、処分させていただきます。

5. メール不備による免責

システムのエラーやメールフィルターの設定の不備などで、メールが送受信されなかったことにより生じたトラブルなどの責任は負いかねます。

6. 情報共有によって生じたトラブルに関する免責

学童生（保護者）から提供していただいた情報を、スタッフが保護者（学童生）に共有したことにより生じたトラブル、あるいは共有しなかったことによるトラブルなどの責任は負いかねます。また、スタッフは、学童生からの情報を保護者に共有することにより、スタッフと学童生との信頼関係を損なうおそれがあると判断した場合、その情報を保護者に共有しないことがあります（学習習慣・日々の生活について、学童生と保護者とのあいだで意見の乖離がある場合など）。

7. スタッフのアドバイスに関する免責

当学童のスタッフが学童生や保護者に対して行った要望やアドバイスに従った結果、学童生や保護者に何らかの損害が発生したとしても、これによる損害の補償はいたしかねます。

8. 有事を理由とした免責

当学童は、第 18 条における天災地変・その他の不可抗力など、当学童の責に帰すことができない事由が発生したことにより、本サービスを提供できなかった場合、これによる損害の補償をいたしかねます。

第 23 条（損害賠償）

1. 本サービスを通じて、保護者と他の保護者、あるいは第三者との間で紛争が生じた場合は、保護者は自己の費用と責任におい

てこれを解決するものとし、当学童は、一切賠償の責任を負わないものとします。

2. 学童または保護者が本サービスの利用中、またはその前後にて当学童設備、その他備品に損害（落書きや破損等）を与えた場合、当学童は、該当保護者に対して、被った損害の賠償を請求できるものとします。

第 24 条（通知または連絡）

保護者と当学童との間の通知または連絡は、当学童の定める方法によって行うものとします。

第 25 条（権利義務の譲渡の禁止）

保護者は、当学童の書面による事前の承諾なく、当学童利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、承継し、または担保に供することはできません。

第 26 条（規約の改定）

1. 当学童は、本規約の変更につき、保護者に通知するオフィシャルサイト (<https://www.gakudohotel.or.jp/>) 内および当学童が使用する連絡アプリ内において通知または公表することで変更することができます。
2. 前項の変更通知後、保護者が本サービスを継続利用した場合、保護者は変更後の規約を承認したものとみなします。

第 27 条（残存条項）

第7条第5項、第8条第2項、第10条、第16条第2項、同条3項、第20条、第21条、第22条乃至第25条、本条及び第28条は、本規約の終了後も効力を有します。

第 28 条（準拠法・裁判管轄）

1. 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。
2. 本サービスに関して紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所を専属的合意管轄とします。

2025年9月11日制定

以上

安全対策計画書

当学童は、学童生が安心かつ安全に過ごせるように、安全対策計画書を作成し、運用しております。

1、基本情報

活動名	学童ホテル
活動期間	第1ターム:5月1日～9月30日 / 第2ターム:11月1日～3月31日 当学童が指定する「火曜日」に実施
活動場所	兵庫県神戸市垂水区海岸通11-1 ホテルセトレ神戸・舞子 レジデンス
対象年齢	神戸市在住 小学校3年生～6年生(1回あたりの人数8名～15名)
交通手段	保護者送迎、公共交通機関、徒歩(場合によっては集団送迎あり)

2、健康・安全管理

来館前	保護者による体調チェック
アレルギー管理	・申込時に申告 ・リスト化し、スタッフ全員で共有 ・対象食材がある場合は代替もしくは除去にて提供
感染症対策	手洗い・手指消毒の常設・喚気
緊急時医療機関	・神戸市徳洲会病院(078-707-1110) ・神戸掖済会病院(078-781-7811)
AED 設置場所	ホテルセトレ神戸・舞子 本館1階

3、活動別リスクと対応

時間	項目	危険と発生リスク	対策	誰がどのように対策するか?
	来館前	プログラム内容の不 周知	事前にタームごとのスケジュールを専用サイトに公表し、 保護者、関係者にも共有	・スタッフが、専用サイトに掲載 ・申込者の連絡先、関係者へ共有
14:30	来館	来館前の事故	学童生または、保護者への連絡	・緊急連絡先として周知 (理事)江畑 080-3127-9880
		引渡しミス	・送迎あり、なしの事前確認 ・来館者の名札を掲示し、来館状況を把握	・申込時に送迎あり、なしをスタッフが確認 ・入口にて担当スタッフが受入れ、名札掲示を視認 し、来館を確認する
15:00	宿題・ 過ごし	転倒・喧嘩による 怪我	・室内の整理整頓(角があるようなもの) ・スタッフの常時見守りによる喧嘩仲裁 ・救急箱の常備	・登園前にスタッフによる危険物の確認と整理 ・怪我の際は傷害保険を適用 ・トラブル回避・見守り目的での人員配置体制 ・怪我をした際は応急手当を行い、責任者より保 護者へ連絡
		物品破損	保護者へ確認・保険適用等の確認	・当日責任者より保護者への連絡 ・物品破壊のお子様の保険を適用する
		おやつ	アレルギー・誤食・窒息	・おやつ提供時のダブルチェック

		等	・大きいものに関しては、小さくカット	ダブルチェック後の提供 ・対象食材がある際は代替料理の用意、もしくは完全除去で提供 ※アレルギー等の場合、エピペン当用投与、救急車の要請 ・当日責任者より保護者への連絡
16:00	体験・学び	転倒・喧嘩による怪我	・体験・学び内容に合わせて、室内の整理整頓と危険物の除去(角があるようなもの) ・スタッフの常時見守りによる喧嘩仲裁 ・救急箱の常備	・登園前にスタッフによる危険物の確認と整理 ・怪我の際は傷害保険を適用 ・トラブル回避・見守り目的での人員配置体制 ・怪我をした際は応急手当を行い、責任者より保護者へ連絡
		物品破損	・保護者へ確認・保険適用等の確認	・当日責任者より保護者への連絡 ・物品破壊のお子様の保険を適用する
18:00	調理・食事	刃物による切傷	・スタッフ2名にて監督	・防護するための物品を用意し着用をさせる
		火傷	・手袋、エプロン、マスクの着用	・キッチン、フロアで分かれて見守りスタッフの配置
		転倒等による怪我	会場の見守りによる防止	・怪我をした際は応急手当を行い、責任者より保護者へ連絡
		アレルギー誤食・窒息等	夕食提供時のダブルチェック	・スタッフ2名による、アレルギーリストを確認しながらのダブルチェック後の提供 ・対象食材がある際は代替料理の用意、もしくは完全除去で提供 ※アレルギー等の場合、エピペン当用投与、救急車の要請 ・当日責任者より保護者への連絡
20:30	解散	解散場所から自宅までの事故	・学童生または保護者への連絡 ・送迎あり、なしの確認	・プログラム終了後の通知 ・保護者との連絡先の確認

以上

感染症に関する対応について

(参考:学校保健安全法施行規則第 18・19 条) 出席停止期間については以下をご参考に、体調を見てご家庭の判断で登校ください。

病 名	登校停止期間
麻疹(はしか)	解熱後、3日を経過するまで
風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
水痘(水ぼうそう)・帯状疱疹	すべての発しんがかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
百日咳	特有の咳が消失するまでまたは五日間の適正な抗 菌性物質製剤による 治療が終了するまで
結核	感染の恐れがなくなるまで
咽頭結膜炎(プール熱) アデノウイルス感染症	主症状が消失した後2日を経過するまで
流行性角結膜炎(はやり目)	感染力が極めて強いので医師の判断があるまで
急性出血性結膜炎	医師の判断がでるまで
腸管出血性大腸菌感染症(O-157)	感染力が極めて強いので医師の判断があるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師の判断がでるまで
インフルエンザ(A 型・B 型・不明)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
手足口病	症状が改善し、全身状態が良好
溶連菌感染症	治療開始後 24 時間経過し、全身状態が良好
伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良好
感染性胃腸炎	医師の判断がでるまで
ヘルパンギーナ	全身状態が良好
マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態が良好
RS ウイルス感染症	症状が改善し、全身状態が良好
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

以上

警報・特別警報発表時の運営について

当学童は、学童生及び保護者・当学童スタッフの安全確保のため、当学童の拠点エリアにて警報・特別警報発令時には、下記のような措置をとります。各家庭において、テレビやラジオのニュースなどにご注意いただき、学童生の安全確保に十分ご留意ください。

項目	内容
臨時休業処置	午前10時の時点にて、下記の警報エリア及び警報種類の災害などが発生した場合は、臨時休業措置とします。
警報エリア	神戸市(兵庫県・兵庫県南部・阪神に警報が発表されている場合は、神戸市が含まれているか否かを確認してください。)
警報種類	大雨・洪水・暴風・大雪の警報が発表されている場合
警報解除後の登園	警報が解除され登園する際、道路や溝などが増水しているなど、危険な状態になっていることがあります。お子様の安全に十分配慮して登園させてください。
登園後の警報発令	登園後、「警報」が発表された場合は、学童生は当学童で待機させます。「特別警報」が発表された場合は、順次学童生の引取りをお願いします。引取りのご連絡は、当学童が使用しているアプリやお電話などでお知らせいたします。
保護者引取り	①特別警報発令された場合 ②神戸市で震度5以上の地震がおきた場合(震度5弱も含む) ③特別な緊急事態が発生した場合

以上